

平成27年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年3月4日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月5日 午前10時00分		
	散 会	3月5日 現場踏査後散会		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	久 田 浩 也
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	10	久 田 浩 也	11	座間味 薫
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	田 場 盛 史
	副 村 長	大 城 清 紀	福祉保健課長	宮 里 晃
	総務課 長	小那覇 安 隆	総務課主幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建設課 長	金 城 正 明		
経済課 長	島 袋 輝 也			

平成27年第 1 回今帰仁村議会定例会

議事日程第 2 号

平成27年 3 月 5 日（木曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第26号	平成27年度今帰仁村一般会計予算について	説 明
2	議案第27号	平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について	説 明
3	議案第28号	平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について	説 明
4	議案第29号	平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計予算について	説 明
5	議案第30号	工事請負変更契約について	説明・質疑 討論・採決
6	議案第31号	工事請負変更契約について	説 明
7	報告第1号	専決処分の報告について	説 明
8	同意案第1号	監査委員の選任について同意を求める件	説 明
9	同意案第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	説 明
10	同意案第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	説 明
11	同意案第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	説 明
12	同意案第5号	教育委員の任命について同意を求める件	説 明
13	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	説 明
14		現場踏査	

○ 議長 東恩納寛政君 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第26号 平成27年度今帰仁村一般会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 おはようございます。

議案第26号

平成27年度今帰仁村一般会計予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成27年度今帰仁村一般会計予算

平成27年度今帰仁村一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49億8,473万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成27年3月4日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 村 税		555,537
	1 村 民 税	172,256
	2 固 定 資 産 税	294,981
	3 軽 自 動 車 税	25,663
	4 市 町 村 た ば こ 税	62,635
	5 特 別 土 地 保 有 税	2
2 地 方 譲 与 税		45,981
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	13,886
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	32,094
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
3 利 子 割 交 付 金		869
	1 利 子 割 交 付 金	869
4 配 当 割 交 付 金		1,091
	1 配 当 割 交 付 金	1,091
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,303
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,303
6 地 方 消 費 税 交 付 金		120,978
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	120,978
7 ゴルフ場利用税交付金		13,876
	1 ゴルフ場利用税交付金	13,876
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金		4,146
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	4,146
10 地 方 特 例 交 付 金		1,602
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,601
	2 特 別 交 付 金	1
11 地 方 交 付 税		2,003,597
	1 地 方 交 付 税	2,003,597
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1

款	項	金額
13 分担金及び負担金		95,174
	1 分担金	51,854
	2 負担金	43,320
14 使用料及び手数料		46,303
	1 使用料	38,502
	2 手数料	7,801
15 国庫支出金		476,532
	1 国庫負担金	274,744
	2 国庫補助金	199,182
	3 国庫委託金	2,606
16 県支出金		1,045,013
	1 県負担金	173,465
	2 県補助金	838,980
	3 県委託金	32,568
17 財産収入		15,565
	1 財産運用収入	15,563
	2 財産売却収入	2
18 寄附金		1
	1 寄附金	1
19 繰入金		94,240
	1 繰入金	94,240
20 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
21 諸収入		187,025
	1 延滞金、加算金及び過料	577
	2 預金利子	150
	3 貸付金元利収入	1
	4 雑収入	154,578
	5 受託事業収入	31,719
22 村債		265,900
	1 村債	265,900
歳入合計		4,984,734

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		78,998
	1 議 会 費	78,998
2 総 務 費		585,190
	1 総 務 管 理 費	472,859
	2 徴 税 費	68,456
	3 戸 籍 住 民 登 録 費	27,316
	4 選 挙 費	10,460
	5 統 計 調 査 費	4,591
	6 監 査 委 員 費	1,508
3 民 生 費		1,449,542
	1 社 会 福 祉 費	962,187
	2 児 童 福 祉 費	487,355
4 衛 生 費		319,945
	1 保 健 衛 生 費	135,113
	2 清 掃 費	184,832
5 労 働 費		1
	1 失 業 対 策 費	1
6 農 林 水 産 業 費		645,301
	1 農 業 費	576,072
	2 林 業 費	10,387
	3 水 産 業 費	58,842
7 商 工 費		197,643
	1 商 工 費	197,643
8 土 木 費		382,798
	1 土 木 管 理 費	13,824
	2 道 路 橋 梁 費	265,116
	3 河 川 費	57,439
	4 港 湾 費	19,208
	5 住 宅 費	27,211
9 消 防 費		180,550
	1 消 防 費	180,550

款	項	金額
10 教 育 費		672,020
	1 教 育 總 務 費	100,506
	2 小 学 校 費	66,272
	3 中 学 校 費	26,695
	4 幼 稚 園 費	38,685
	5 社 会 教 育 費	193,440
	6 保 健 体 育 費	246,422
11 災 害 復 旧 費		3
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
12 公 債 費		469,740
	1 公 債 費	469,740
13 諸 支 出 金		3
	1 普 通 財 産 取 得 費	2
	2 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	1
14 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歲 出 合 計		4,984,734

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
村づくり交付金（西部地区）	千円 6,400	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合ではその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは、低利に借換えすることができる。
村づくり交付金（中部地区）	2,800	〃		
村づくり交付金（東部地区）	14,500	〃		
漁村再生交付金事業	6,700	〃		
与那嶺諸志線道路改築事業	23,000	〃		
村道古宇利線改良事業	14,900	〃		
村営兼次第2団地新築事業	5,700	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	50,200	〃		
史跡今帰仁城跡買上事業	3,700	〃		
臨時財政対策債	138,000	〃		
合 計	265,900			

以上説明申し上げましたけれども、歳入歳出予算事項別明細書総括以下につきましては、お目通しを願いたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第2. 「議案第27号 平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第27号

平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算

平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億6,658万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

- (1) 総務費の各項に計上された給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項間の流用。
- (2) 各項に計上した旅費、需用費、委託料、使用料、役務費及び備品購入費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。
- (3) 保険給付費及び老人保健拠出金の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成27年3月4日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		242,908
	1 国民健康保険税	242,908
2 一部負担金		4
	1 一部負担金	4
3 使用料及び手数料		500
	1 手数料	500
4 国庫支出金		637,400
	1 国庫負担金	367,252
	2 国庫補助金	270,148
5 療養給付費交付金		45,335
	1 療養給付費交付金	45,335
6 前期高齢者交付金		140,747
	1 前期高齢者交付金	140,747

款	項	金額
7 県 支 出 金		116,844
	1 県 負 担 金	17,843
	2 県 補 助 金	99,001
8 連 合 会 支 出 金		2
	1 連 合 会 補 助 金	2
9 共 同 事 業 交 付 金		311,533
	1 共 同 事 業 交 付 金	311,533
10 財 産 収 入		1
	1 財 産 収 入	1
11 寄 付 金		1
	1 寄 付 金	1
12 繰 入 金		171,181
	1 他 会 計 繰 入 金	171,180
	2 基 金 繰 入 金	1
13 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
14 諸 収 入		124
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	113
	2 預 金 利 子	1
	3 受 託 事 業 収 入	1
	4 雑 入	9
15 村 債		2
	1 村 債	1
	2 広 域 化 等 支 援 基 金 貸 付 金	1
歳 入 合 計		1,666,584

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総 務 費		45,454
	1 総 務 管 理 費	34,109
	2 徴 税 費	11,264
	3 運 営 協 議 会 費	80

	4 趣 旨 普 及 費	1
款	項	金 額
2 保 險 給 付 費		969,426
	1 療 養 諸 費	827,220
	2 高 額 療 養 費	126,896
	3 移 送 費	2
	4 助 産 諸 費	14,708
	5 葬 祭 諸 費	600
3 後 期 高 齡 者 支 援 金 等		199,307
	1 後 期 高 齡 者 支 援 金 等	199,307
4 前 期 高 齡 者 納 付 金 等		215
	1 前 期 高 齡 者 納 付 金 等	215
5 老 人 保 健 拠 出 金		11
	1 老 人 保 健 拠 出 金	11
6 介 護 納 付 金		103,527
	1 介 護 納 付 金	103,527
7 共 同 事 業 拠 出 金		311,560
	1 共 同 事 業 拠 出 金	311,560
8 保 健 施 設 費		26,921
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	12,194
	2 保 健 施 設 費	14,727
9 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
10 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
11 諸 支 出 金		6,161
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,161
12 繰 上 充 用 金		1
	1 繰 上 充 用 金	1
13 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		1,666,584

以上説明終わりました、次ページ以降、歳入歳出予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願い

したいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第3. 「議案第28号 平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第28号

平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算

平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,299万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

平成27年3月4日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		38,646
	1 後期高齢者医療保険料	38,646
2 使用料及び手数料		41
	1 手 数 料	41

款	項	金額
4 繰入金		44,293
	1 一般会計繰入金	44,293
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		18
	1 延滞金、加算金、及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	11
	3 預金利子	1
	4 雑収入	4
歳入合計		82,999

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		2,986
	1 総務管理費	2,966
	2 徴収費	20
2 後期高齢者医療広域連合納付金		79,998
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	79,998
3 保健福祉事業費		3
	1 保健福祉事業費	3
4 諸支出金		12
	1 償還金及び還付加算金	11
	2 繰出金	1
歳出合計		82,999

次ページ以降の事項別明細書につきましては、お目通しをいただきたいと思ひます。

- 議長 東恩納寛政君 日程第4. 「議案第29号 平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

- 副村長 大城清紀君

議案第29号

平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計予算について

上記議案について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成27年3月4日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	3,670戸
(2) 年 間 総 給 水 量	1,180,600m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	3,235m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
天底地区簡易水道事業	1億6,430万8,000円
諸志地区簡易水道事業	2億967万1,000円
湧川地区簡易水道事業	1億4,301万8,000円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事 業 収 益	3億7,766万8,000円
第1項 営 業 収 益	2億362万7,000円
第2項 営 業 外 収 益	1億7,403万8,000円
第3項 特 別 利 益	3,000円
支 出	
第1款 事 業 費	4億6,518万4,000円
第1項 営 業 費 用	4億2,935万4,000円
第2項 営 業 外 費 用	3,480万1,000円

第3項 特別損失	2万9,000円
第4項 予備費	100万円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,105万円は当年度分損益勘定留保資金2,835万5,000円と当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,269万5,000円で補てんするものとする）。

収 入	
第1款 資本的収入	6億8,243万2,000円
第1項 企業債	1億7,200万円
第2項 補助金	3億4,424万2,000円
第3項 出資金	1,118万9,000円
第4項 固定資産売却代金	1,000円
第5項 その他資本収入	1億5,500万円
支 出	
第1款 資本的支出	7億2,348万2,000円
第1項 建設改良費	5億7,058万1,000円
第2項 企業債償還金	4,890万円
第3項 国庫補助金返還金	1,000円
第4項 その他資本的支出	1億300万円
第5項 予備費	100万円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
天底地区簡易水道事業	千円 54,700	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び公営企業金融 公庫資金について、利 率の見直しを行った後 においては当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件に よる。ただし企業財政 その他の都合により繰 上償還又は低利に借り 換えることができる。
諸志地区簡易水道事業	69,800			
湧川地区簡易水道事業	47,500			
計	172,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 3,797万円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1,900万円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、700万円と定める。

平成27年3月4日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

以上説明しましたが、次ページ以降に添付しております予算に関する説明書については、お目通しいただきたいと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第5. 「議案第30号 工事請負変更契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第30号

工事請負変更契約について

地域活動拠点活性化事業（玉城）建築工事について、次のように工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- 1, 契約の目的 地域活動拠点活性化事業（玉城）建築工事
- 2, 原契約の金額 ￥49,140,000
- 3, 変更契約の金額 ￥1,956,960
- 4, 契約の相手方 今帰仁村字仲宗根99番地の1
有限会社 山川建設
代表取締役 山 川 宗 一

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

地域活動拠点活性化事業（玉城）建築工事の設計変更に伴い増額することにより工事請負変更契約の締結について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるため、この議案を提出します。

次ページに仮契約書が添付してございますので、お目通しをいただきたいと思っております。以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 議案第30号 工事請負変更契約について。地域活動拠点活性化事業（玉城）建築工事、この変更契約でございますけれども、この地域活動拠点活性化事業の内容、玉城での事業の内容の説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えします。

地域活動拠点活性化事業（玉城）の建築工事ですが、これについては現在、既設の施設が玉城公民館としてあるんですが、その施設のすぐ近くに地域活動拠点活性化事業として建築工事を行っております。この建築工事の内容につきましては、事務室とかホール、あとはステージ、調理室等の施設の内容で今建築を行っているものです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 この地域活動拠点活性化事業は、いわゆる公民館の建てかえ事業だということだと思いますけれども、これは一括交付金を活用した建築工事だと思いますけれども、その内訳を国、県、村あるいは地元の負担割合、それについてお伺いします。

それから備品等については、補助金の対象外ということになりますでしょうか。それについてお伺いします。

それから一括交付金で地域活動拠点活性化事業を行う場合、予算の最高額について、おいくらになるでしょうか。そのときの国、県、市町村、それから地元負担の割合について、答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳総務課主幹。

○ 総務課主幹 當山清巳君 ただいまの質疑にお答えします。

この一括交付金事業で活性化施設をつくっているわけですが、国庫が事業費の3分の2ですね、地元負担としては25%、残りは村の負担になっています。県の負担はなしです。先ほどありました今限度額というのがありますけれども、村の一括交付金の枠の中で今現在、基本額として8,200万円ですか、現状での基本額というふうに考えています。備品は基本的に対象外になっています。この建物が基本になっ

ています。以上です。

- 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時52分)
- 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時52分)

10番久田浩也議員。

- 10番 久田浩也君 議案第30号について質疑をいたします。

今回のこの契約変更についての上程でありますけれども、これはもう地方自治法にのっかって、今回提案したというふうに認識をしているところでございますけれども、めぐりましてこの契約書の竣工年月日を見ますと、これは工期が目前に迫る中ですね、これはどうみても駆け込み的な感は否めない状況でございますけれども、この上程の有無をいつごろ認識をしたのか。いわゆる変更契約の金額の詳細、それと上程に至るまでの、きょうに至るまでのプロセス。いわゆる2月も確かに臨時会も開催していませんので、その点、明確な答弁を求めたいと思います。

- 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

- 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑について、お答えします。

この地域活動拠点活性化事業については、一括交付金を利用している事業でありまして、ちょうど一括交付金の事業について、1月の時点で繰り越しの可能性がある事業について、確認してこれについて繰越額の確定をしないといけない状況があつて、ちょうどそのときに地域活動拠点活性化施設についてもちょっと工事の進捗からして繰り越しのものに該当する事業になりまして、それで1月の時点でその額を決めるために変更契約を1月の時点で行った状況にあります。以上です。

- 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時54分)
- 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時55分)

小那覇安隆総務課長。

- 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

確かに1月19日で2月に予定すべきではなかったかという一つの提言を含めてなんですけれども、あくまでもこれは条例上も法律上も議会を通さないとこの契約自体が発行しないと。効力を持たないと。このただし書きにありますように、これは仮契約ということなんですよね、1月はですね。2月にこれだけの2回というのが、補正があつた場合には去年は2月にも持って案件があつた場合、臨時会を持っているんですけれども、その招集するそういう機会がなくて、2月ということなんです。2月はできなかったということもありました。先議をお願いしている理由は、全協でもご説明しましたように会期の日程上、3月24日が討論・採決の場になっていると。そうすると3月16日は原工期の竣工日であると。それを越えてしまうと非常に不具合が生じるということもございまして、その辺に対して、先議に上げるという判断を少し、もっと早目に確定すれば2月27日の招集告示に判明すればよかったんですけれども、ご指摘のとおりその後、判明したということで、先議という一つのルールもございますので、よろしく申し上げます。以上です。

- 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

- 10番 久田浩也君 担当課長の答弁で、今、経緯は理解したと言ってもいいのかなというふうに思っ

ておりますけれども、まず我々、行政に関わる者として、これは非常に公共要素を含む、当然ほかの工事もそうなんですけれども、やはり円滑に作業を進めるということと、やはり我々、最も重要なことは現場の安全をしっかり担保をしなければならないというふうに思うわけですよ。ですからいろいろ当然、現場もやりながら不具合も生じてきてそういうケースに至ることもあろうかと思っておりますけれども、やはりこれは一抹の不安を覚えながらこれを提案されるということは、契約の相手方も非常に気をもむ状況にあると思うんですよ。そういう観点からもしっかり見立てをして、上運天の事例もあるわけですから、今後は今泊も控えるという中においては、やはりこういう上程のあり方というのは少し見直して、しっかり検証して今後につなげていくというような方法をとらなければならないんじゃないかなというふうに思っております。そこで再度、今後の事業のあり方を行政としてもしっかり安全、そして円滑に進むように担保をとられるようなスキームをつくられるような、そういう意思があるのかどうか、その辺を確認をしていきたいと思っております。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑についてお答えします。

ご指摘のご提言とまた全員協議会の中でもご提言がございましたので、いま一度そういう今おっしゃるようなスキーム、そういうフローチャートみたいなものをつくって、提示していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 課長のほうからお言葉をいただいて、安心をしているところでございますけれども、やはり、玉城の事業、大変区民の皆さん、そして村民の皆さんも期待をしている事業だという認識をしております。上運天の方々におかれましても、非常に喜ばれているという状況下にありますので、今後一点の曇りもないような工程を踏みながら、そしてまた4月ですか、これの落成の予定が。5月に予定をされているということですので、そこは万全に注意喚起を払って、落成の日の目を見るように強く要望いたしまして、質疑を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第30号 工事請負変更契約について」を採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第30号 工事請負変更契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「議案第31号 工事請負変更契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第31号

工事請負変更契約について

平成26年度村道古宇利線道路改良工事（1工区）について、次のように工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- 1, 契約の目的 平成26年度村道古宇利線道路改良工事（1工区）
- 2, 原契約の金額 ￥46,440,000
- 3, 変更契約の金額 ￥7,776,000
- 4, 契約の相手方 今帰仁村字勢理客29番地5
株式会社 国吉建設
代表取締役 国吉眞三

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸人

提案理由

平成26年度村道古宇利線道路改良工事（1工区）の設計変更に伴い増額することにより工事請負変更契約の締結について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるため、この議案を提出します。

次ページに仮契約書を添付してございますので、お目通しいただきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第7. 「報告第1号 専決処分の報告について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	今帰仁村総合運動公園施設機能強化事業 テニスコート改修工事
議決された契約の金額	¥109,196,640
専決処分した契約の金額	¥ 1,195,560

理由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

平成27年2月10日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次ページに工事請負変更契約書が添付してございますので、お目通しをいただきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第8. 「同意案第1号 監査委員の選任について同意を求める件」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君

同意案第1号

監査委員の選任について同意を求める件

下記の者を今帰仁村監査委員に選任したいので、地方自治法第196条の規定によって、議会の同意を求めます。

記

住 所	氏 名	年 齢	任 期
今帰仁村字仲尾次682番地	やま しろ きよ みつ 山 城 清 光	70歳	自：平成27年4月1日 至：平成31年3月31日

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

監査委員 山城清光氏が平成27年3月31日任期満了のため、この同意案を提出します。

履歴書については、お目通しをお願いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第9. 「同意案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君

同意案第2号

固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

上記同意案について、下記の者を今帰仁村固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求めます。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
今帰仁村字崎山176番地1	與那嶺 功	昭和19年2月9日

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

任期満了のため、地方税法第423条第3項の規定により、この同意案を提出します。任期は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間とします。

履歴書は、お目通しをお願いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第10. 「同意案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君

同意案第3号

固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

上記同意案について、下記の者を今帰仁村固定資産評価審査委員会委員の選任したいので、議会の同意を求めます。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
今帰仁村字兼次21番地	玉 城 義 克	昭和38年6月29日

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

任期満了のため、地方税法第423条第3項の規定により、この同意案を提出します。任期は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間とします。

履歴書については、お目通しをお願いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第11. 「同意案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君

同意案第4号

固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

上記同意案について、下記の者を今帰仁村固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求めます。

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
今帰仁村字玉城513番地	諸喜田 展 生	昭和21年9月20日

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

任期満了のため、地方税法第423条第3項の規定により、この同意案を提出します。任期は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間とします。

履歴書については、お目通しをお願いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第12. 「同意案第5号 教育委員の任命について同意を求める件」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君

同意案第5号

教育委員の任命について同意を求める件

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項によって、議会の同意を求めます。

記

住 所	氏 名	年 齢	任 期
今帰仁村字運天887番地	うん てん あおこ 運 天 亜矢子	47歳	自：平成27年4月1日 至：平成31年3月31日

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

教育委員 玉城明美氏が平成27年3月31日任期満了のため、この同意案を提出します。

履歴書については、お目通しをお願いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第13. 「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の推薦候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項によって、議会の意見を求めます。

記

住 所	氏 名	年 齢	任 期
今帰仁村字与那嶺27番地1	仲宗根 順 子	65歳	自：平成27年4月1日 至：平成30年6月30日

平成27年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

前任者の任期満了により、この議案を提出します。

履歴書については、お目通しをお願いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第14. 「現場踏査」を議題とします。

お手元に配りました日程のとおり、本日は午後から現場踏査を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、現場踏査を行うことに決定しました。

なお、現場踏査終了後は散会します。

(現場踏査後 散会)